

得度習礼所・教師教修所における
インフルエンザ及び
新型コロナウイルス感染症
感染予防ガイドライン

伝道部

2020（令和2）年6月24日策定

2023（令和5）年8月9日改定

2025（令和7）年5月1日改定

目 次

1. はじめに	・ ・ ・ ・ P 1
2. 習礼教修所における各種研修(得度習礼・教師教修・得度講習会)実施に向けた基本的対応	・ ・ ・ ・ P 1
3. 受講予定者に示す感染予防対策	・ ・ ・ ・ P 1
4. 職員、講師及び業務委託業者が実施する感染予防対策	・ ・ ・ ・ P 2
5. 感染が疑われる者(発熱等)が発生した場合の対応	・ ・ ・ ・ P 3
6. 感染が確定した者が発生した場合の対応	・ ・ ・ ・ P 3
7. 習礼教修所以外で受講者及び関係職員が実施する感染予防対策	・ ・ ・ ・ P 4
8. その他	・ ・ ・ ・ P 4

【資料】

宗務所の研修会等におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針(別添①)

1. はじめに

この「得度習礼所・教師教修所におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、「宗務所の研修会等におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針（以下「対応方針」という。）」（別添①）に基づき、得度習礼所・教師教修所（以下「習礼教修所」という。）におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

ガイドラインでは、感染を拡大させるリスクを回避するため、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の、基本的な感染対策を行うことを前提とし、対象者ごとの感染予防対策及び感染が疑われる者が発生した場合等の対応を規定することとする。

なお、ガイドラインの内容は、対応方針が変更された場合のほか、感染症の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて変更するものとする。

2. 習礼教修所における各種研修(得度習礼・教師教修・得度講習会)実施に向けた基本的対応

- (1) 総局は、受講生、職員（期間中指導員を含む。以下同じ。）、講師及び業務委託業者（食事、寝具提供業者）その他関係者へ感染症の感染拡大を防止するための対策を講ずるものとする。
- (2) 感染症のウイルスが習礼教修所内に持ち込まれないようにすることを感染防止の基本とする。
- (3) 習礼教修所内で感染が発生した場合には、感染の拡大を可能な限り最小限に抑えることができるよう拡大防止対策を講ずるものとする。

3. 受講予定者に示す感染予防対策

(1) 入所の条件について

- ① 研修の初日において、37.5度以上の発熱又は感染症への感染が疑われる症状がないこと。
- ② 研修の初日から遡って1週間以内に、感染症の発症がないこと。

(2) 受講予定者に対し入所までに求める対応について

受講するにあたり、事前にガイドラインを通読し、内容を確認・承知したうえで、感染症のウイルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、各自感染予防に取り組むことを求める。

(3) 受講者に対し求める対応について

- ① 期間中は、マスクの着用を原則とする。
- ② 習礼教修所入り口では手指の消毒及び職員による検温を実施し、37.

5度以上の者は受講を断る。この場合において、当該受講生の習礼費、教修費及び得度講習会受講料は、全額本人に返金する。但し、習礼教修所までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料を含む。）は、自己負担とする。

- ③ 期間中は、毎朝、体温測定を実施し記録する。
- ④ 感染症への感染が確定した者又は疑われる者と受講開始日から遡って1週間前までの間に接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）があった場合は、受講開始日から遡って2日前までの間に抗原検査（「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」）を行い、その陰性証明を受講開始日に提示すること。なお、かかる費用は全て自己負担とする。

（4）習礼教修所館内において実施する対策

- ① 使用する会場・部屋等の清掃、消毒及びサーキュレーターを活用し、換気を定期的に行う。
- ② 備品等については、十分な消毒を行う。
- ③ アルコール消毒液を各所に配置する。
- ④ 食堂を利用する際は、手洗い、消毒及び換気等感染予防対策を行う。

4. 職員、講師及び業務委託業者が実施する感染予防対策

（1）職員が安全確保のために実施すること

- ① 事前にガイドラインを通読し内容の理解に努める。
- ② 感染症のウイルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、感染予防に取り組む。
- ③ 期間中は、マスクの着用を原則とする。
- ④ 出勤前には体温を測定し、37.5度以上の発熱や風邪の症状が有る場合は、出勤を控える。
- ⑤ 咳エチケット及び手洗い・手指の消毒を行う。
- ⑥ その他、基本的な感染予防対策に努める。

（2）講師が安全確保のために実施すること

- ① 事前にガイドラインを通読し、内容の理解に努める。
- ② 出講に際し次のような自己の感染予防対策を行う。
 - （ア）感染症のウイルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、感染予防に取り組む。
 - （イ）出講前には体温を測定し、37.5度以上の発熱や、風邪の症状が有る場合は、出講を控える。
 - （ウ）期間中は、マスクの着用を原則とする。
 - （エ）入所時及び退所時は手指の消毒をする。

- ③ 出講後3日以内に感染症への感染が確定した場合には、速やかに伝道部まで連絡する。

(3) 業務委託業者が安全確保のために実施すること

食事提供業者及び剃髪業者は、感染症のウィルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、感染予防に取り組む。

5. 感染が疑われる者（発熱等）が発生した場合の対応

(1) 受講生の場合

- ① 医療機関を受診させる。
なお、医療機関を受診する際の費用は、全て自己負担とする。
- ② 医療機関における感染症の診断結果（医師の診断）が陰性の場合でも、健康状態の経過観察を行い、症状軽快までは別室（空き部屋又は本願寺西山別院書院等）へ隔離する。
その際の講義は、ライブ配信し、他の受講生とは別会場（講師控室又は第一事務所等）にて受講し、学習を行う。
- ③ 対応する職員は、マスクの着用等適切な防護対策を講じたうえで対応する。

(2) 職員の場合

- ① 医療機関を受診させる。
- ② 医療機関における感染症の診断結果（医師の診断）が陰性の場合でも、健康状態の経過観察を行い、症状軽快までは受講者との接触を控える。

(3) 講師の場合

当該講師は出講を取りやめとし、担当を交代する。

なお、出講日から遡って1週間前までの間に感染症への感染が確定した者又は疑われる者との接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）がある場合は、自宅からオンラインにて、講義又は指導等を行うことを原則とするが、講義内容によってオンラインでの講義又は指導等が難しい場合は、担当を交代する。

6. 感染が確定した者が発生した場合の対応

(1) 受講生の場合

- ① 感染が確定した受講生については、伝道部が状況を総局に報告のうえ、途中退所とする。
- ② 感染が確定し、退所する受講生の所属寺住職及び家族等に連絡する。
- ③ 他の受講生の対応については医療機関に相談する。なお、研修継続可否の判断は、総局が行う。
- ④ 研修を継続する場合は、十分な感染予防対策を講じたうえで継続する。

- ⑤ 感染が確定し、途中退所する受講生の習礼費、教修費及び得度講習会受講料は、日割り計算し、退所決定当日までの日割り額を収納し、残額は本人に返金する。

(2) 職員の場合

発症日の翌日から5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間、受講者との接触を控える。

(3) 講師の場合

当該講師は、出講を取りやめとし、担当講師を交代する。

7. 習礼教修所以外で受講者及び関係職員が実施する感染予防対策

上記対策に準じ、マスクの着用・手指の消毒を原則とする。

8. その他

- (1) 本ガイドラインに規定されていない事項については、対応方針に準ずる。
(2) 本ガイドライン及び対応方針に規定されていない事項が生じた場合は、施設の使用状況等に応じて、感染予防対策を講じて感染予防に努める。

以 上

附 則

本ガイドラインは、令和2年6月24日より施行する。

附 則

本ガイドラインの一部変更は、令和5年8月9日より施行する。

附 則

本ガイドラインの一部変更は、令和7年5月1日より施行する。

宗務所の研修会等における インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針

1. 参加の条件

- (1) 研修会初日において、37.5 度以上の発熱やインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への感染が疑われる症状がないこと。
- (2) 研修会初日からさかのぼって 1 週間以内に、感染症の発症がないこと。

2. マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断を基本とする。但し、次の場合は以下のとおり対応すること。

- (1) 感染症の感染状況、会場の密集・密接状況、参加者の年齢層などにより、研修会等を所掌する担当部においてマスクの着用が必要と判断した場合には、参加者等へマスクの着用を求める。
- (2) 研修会初日からさかのぼって 1 週間以内に、感染症への感染が確定した者または疑われる者との接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）があった参加者、また、新型コロナウイルス感染症の感染確定後 10 日を経過していない参加者は、不織布マスクを着用する。

3. 基本的な感染予防対策

- (1) 会場等の入口にアルコール消毒液を設置する。
- (2) 換気を定期的に行う。
- (3) 感染症の流行期においては、人と人との距離を確保する。

4. 研修会等の期間中において感染症への感染が疑われる参加者が出た場合の対応

- (1) 感染症への感染が疑われる参加者については、担当部の判断により、参加中止を求める。
- (2) 必要に応じて、医療機関等を受診させ、医師の指示に従うこと。
- (3) 職員及び講師等は、マスク着用等の適切な感染防止対策を講じたうえで対応する。

5. その他

- (1) 感染症の感染が大きく拡大した場合の対応については、適宜参加者へ通知する。
- (2) 本対応方針に基づき、参加条件を満たさず不参加となった場合、また、研修会等の期間中に感染症への感染が疑われ担当部の判断により参加中止となった場合において生じる、開催場所までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料含む。）は自己負担とする。なお、参加費等は、参加中止のタイミング等により、担当部において判断のうえ対応する。
- (3) 本対応方針を参加者に対して事前に周知する。
- (4) 研修会等に関わる職員及び講師等についても本対応方針に基づき対応する。
- (5) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症への対応については、国が示す方針に準じて判断する。

以 上